

スマート農業機械導入補助金

○目的

農業生産現場の課題を解決する新たな生産方式を確立するための取組を支援し、農業技術のデジタル化に資するため、省力化機械等の導入を支援します。

○補助対象者 市内在住の農業者（個人・法人）

○補助上限額 ・対象経費の1/2以内 ・1経営体当たり上限額50万円



【補助の対象となる経費】

1.スマート農業機械購入費用

補助対象者が交付要綱に基づいて行う次の対象経費

- (1) GPS付きガイダンス・自動操舵システム
(田植機、トラクター、コンバイン本体を含む)
- (2) ドローン
(充電器・バッテリーを含む)



- ・このほかのスマート農業に関する機械または付属品などの経費は対象外
- ・過去に本補助金の交付を受けた方は対象外
- ・経費は令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払が完了するもの

(3) 水田センサー（給水弁含む）

- ※上記（1）及び（2）を導入した場合でも導入できます。
- ※導入個数制限はありません。



〈スケジュール〉

- ・申請開始 R6年 4月15日
- ・受付締切 R6年12月27日

〈申請書類〉

- ・機械購入の契約書の写し
- ・振込先口座